

## ■博士論文等のウェブサイトの利用による公表について

学位規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第5号）が平成25年3月11日に公布され、平成25年4月1日から施行されることに伴い、「三重大学学位規則」が以下のように改正されました。

これにより、平成25年4月1日以降に学位を授与された方は、**博士學位論文の全文を三重大学学術機関リポジトリに登録してインターネットで公表する必要があります。**

ただし、博士學位論文の全文が公表できない「やむを得ない事由」がある場合には、学長の承認を得たうえで、全文に代えてその内容の要約をインターネット公表することができます。また、いずれの場合も、**博士論文の全文は三重大学から国立国会図書館に送付され、原則として館内での閲覧・複写に供されます。**

なお、要約の公表が認められても、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、博士論文の全文をインターネット公表しなければなりません。

### 【三重大学学位規則第14条、15条】

（博士論文の要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文（以下「博士論文」という。）の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学が指定するウェブサイトの利用により公表するものとする。

（博士論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトの利用により行うものとする。

※（文部科学省平成25年3月11日の通知3頁より抜粋）やむを得ない事由とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると学位を授与した大学等が承認した場合をいい、例えば、次の場合が想定される。

- ①博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ②博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- ③出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

## ■提出された博士論文等の公表形態について

### 【全文を公表できる場合】

○三重大学機関リポジトリに登録し、インターネットに公表するもの

- ・学位論文要旨 (PDF ファイル)
  - ・審査結果の要旨 (PDF ファイル)
  - ・全文 (PDF ファイル)
- …学位授与後 3 か月以内
- …学位授与後 1 年以内

○国立国会図書館に送付され、館内での閲覧・複写に供するもの

- ・全文 (PDF ファイル)

※三重大学機関リポジトリに登録後、全文 (PDF ファイル) のみ国立国会図書館に自動収集されます。

○三重大学の蔵書として、図書館内で閲覧・複写に供するもの

- ・全文 (製本)

### 【全文を公表できない場合（「やむを得ない事由」による公表不可）】

○三重大学機関リポジトリに登録し、インターネットに公表するもの

- ・学位論文要旨 (PDF ファイル)
  - ・審査結果の要旨 (PDF ファイル)
  - ・要約 (PDF ファイル)
- …学位授与後 3 か月以内
- …学位授与後 1 年以内

※「やむを得ない事由」が解消された場合は、速やかに全文をインターネットで公表する必要があります。

○国立国会図書館に送付され、館内での閲覧・複写に供するもの

- ・全文 (PDF ファイル)

○三重大学で保管し、学位規則第 15 条第 2 項の規定により、求めに応じて閲覧に供するもの

- ・全文 (製本)

### \*注意\*

国立国会図書館は、これまでも博士論文の全文を収集し、保管・提供してきました。平成 25 年度の規則改正に伴い、「やむを得ない事由」により全文に代えて著者が作成した要約をインターネットで公表する場合でも、大学は国立国会図書館に全文を送付しますので、国立国会図書館内での閲覧及び複写について制限を希望する場合は、申し出が必要となります。

## ■公表にかかる提出物一覧(本審査終了後)について

学位申請者用

- 三重大学機関リポジトリ及び国立国会図書館における公表許諾書（公表一様式1）

- 共著者からの承諾書（学位審査一様式18／公表一様式2）

審査申請時に提出している場合は不要です。

- 出版社からの公表許諾に関する書類（公表一様式3）

学術雑誌掲載論文を使用している場合は、公表一様式3を使用して電子メール又はFAXで出版社に公表許諾について照会し、回答を添付してください。

- 学位論文の全文（製本1部）

- 学位論文の全文（PDFファイル）

\*学位論文要旨のPDFファイルと併せてCDRへ保存の上、提出してください。

- 学位論文の内容の要約（PDFファイル）（公表一様式4）

「やむを得ない事由」で全文の公表ができない場合で、下記のいずれかに該当する場合には、要約の提出が必要です。

- 1) 学位授与後1年以内に公表できない場合
- 2) 期間を指定せずに公表不可とする場合

※「やむを得ない事由」で直ちに全文の公表ができない場合でも、学位授与後1年以内に公表が可能な場合は、要約の提出の必要はありません。

※PDFファイルについては、PDF/A (ISO19005)のファイルフォーマットで提出してください。

## ■公表に際しての注意事項について

公表に際しては、次のような点に注意が必要です。

- ・共著者の承諾：学位論文として申請する論文が共著論文の場合は、学位論文として申請することと、インターネット等での公表について下記の4点を許諾していただく必要があります。

1. 三重大大学の学術機関リポジトリに登録すること。（公衆送信権）
  2. ネットワークに無料で公表すること。（公衆送信権）
  3. 保存のために複製すること。（複製権）
  4. 国立国会図書館に送付し、館内での閲覧・複写に供すること
- ※公表については、共著者全員の許諾が必要です。

- ・著作権：機関リポジトリに登録して公表する場合でも、学位論文の著作権は著者に帰属します。但し、学術雑誌掲載（予定を含む）論文を使用する場合は、出版社に著作権の譲渡が行われている場合がありますので、出版社に対してインターネット公表等に関する許可を得る必要があります。該当する方は、出版社宛での公表許諾に関する照会メールの雛形（公表一様式3）を利用いただき、その回答を添付してください。

※著作権に関する一般的な Q&A については、<http://www.cric.or.jp/qa/index.html> をご覧ください。大学図書館の「機関リポジトリ」に関する説明はQ 1 2にあります。

- ・特許：論文の中に特許に関することが含まれている場合は、できるだけ、事前に特許申請をした方が安全です。

- ・特許を出願するときに注意すること
  - ・発明の出願前における留意事項
- など特許庁のホームページ（よくある質問）で確認してください。
- <http://www.jpo.go.jp/index/tokkyo.html#a13>
- 知的財産統括室のホームページ（論文・学会の発表の前に）参照
- <http://www.crc.mie-u.ac.jp/chizai/L4.htm>

- ・論文の内容：論文の中の調査対象・データ提供元の制約がないか、プライバシーや個人情報にかかわる写真やインターネットでの掲載許可が得られていない図・写真がないか確認してください。

（「引用」の範囲を超えると考えられる場合は、著作権者から使用の許諾をとる必要があります。）

上記の各項目に関しては、「三重大学機関リポジトリ及び国立国会図書館における公表許諾書」（公表一様式1）に必要事項を記入し提出してください。